

# 主な規制の内容

規制対象の工場・事業場については、一定の義務が課されます。

		公共用水域に水を排出する工場・事業場			
		『特定事業場』	『指定事業場』	『水質特定事業場』	その他の工場・事業場
①	届出義務	あり	有害物質貯蔵の場合あり	あり	なし
②	排出水の水質基準の遵守義務	排水基準	なし	排水規制基準	なし
	有害物質 生活環境項目 (日平均排水量が10m <sup>3</sup> 以上の場合)				排水基準 (pH, BOD (COD), SS)
②	基準不適合の際の措置	改善命令又は排水の一時停止命令 罰則適用	なし	改善命令又は排水の一時停止命令 罰則適用	改善勧告 (ただし生活環境の保全上の支障がある場合に限る)
	上記措置に従わない場合	罰則適用		公表、罰則適用	改善命令又は排水の一時停止命令 (この命令に従わない場合は、公表、罰則適用)
③	排出水の自主測定の義務	あり	なし	あり	あり
④	構造基準の遵守義務等	有害物質使用の場合あり	有害物質貯蔵の場合あり	有害物質使用の場合あり	なし

		公共用水域に水を排出しない工場・事業場 (下水道に接続している工場・事業場等)			
		『特定事業場』	『指定事業場』	『水質特定事業場』	その他の工場・事業場
①	届出義務	有害物質使用の場合あり	有害物質貯蔵の場合あり	有害物質使用の場合あり	
②	排出水の水質基準の遵守義務	下水道関連法令による	下水道関連法令による	下水道関連法令による	下水道関連法令による
	有害物質 生活環境項目 (日平均排水量が10m <sup>3</sup> 以上の場合)				
②	基準不適合の際の措置	下水道関連法令による	下水道関連法令による	下水道関連法令による	下水道関連法令による
	上記措置に従わない場合				
③	排出水の自主測定の義務				
④	構造基準の遵守義務等	有害物質使用の場合あり	有害物質貯蔵の場合あり	有害物質使用の場合あり	なし

## ①届出の義務

届出の種類	届出の内容	届出の期限
設置の届出	特定施設、有害物質貯蔵指定施設、水質特定施設を設置するときの届出	工事着手の60日前まで
使用の届出	現在設置してある施設が、法令の改正により新たに届出対象施設となったときの届出	特定施設(水質特定施設)となった日から30日以内
構造等の変更の届出	届出対象施設や排水処理施設の構造等を変更するときの届出 (公共用水域に排水を排出している特定事業場等が下水道に接続する場合を含む)	工事着手の60日前まで
氏名の変更等の届出	次の事項が変更となったときの届出 ・特定事業場等の名称や住所表示 ・届出者の氏名又は名称、住所、住所表示、代表者の氏名	変更の日から30日以内
使用廃止の届出	特定施設等を廃止したときの届出	廃止の日から30日以内
承継の届出	特定施設等を譲り受けたときの届出	承継の日から30日以内

○届出部数、届出先

2部作成し、特定事業場等の所在地を管轄とする各環境(森林)事務所あてに届け出てください。

なお、所在地が水質汚濁防止法の政令市(前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市)の特定事業場等は、当該政令市あてに届け出てください。

○届出様式

群馬県のホームページ、各環境(森林)事務所又は上記政令市で入手できます。

## ②排出水の水質基準の遵守義務

「特定事業場」、「水質特定事業場」、「その他の工場・事業場」ごとに、定められた排出水の水質基準を守ってください。※排出水の水質基準の一覧表は群馬県のホームページで入手できます。

## ③排出水の自主測定の義務

### ○測定すべき項目

排水基準に定められた事項のうち、設置届出等(別紙4)に記載したもの

### ○測定頻度と結果の保存

1年に1回以上自主測定を行ってください。

(旅館業(温泉利用)の場合、3年に1回以上となる項目もあります。)



## ④構造基準の遵守義務

有害物質の使用、貯蔵等を行う届出対象施設の設置者は構造等に関する基準を遵守してください。また、施設の構造、使用方法等について、定期的な点検を実施してください。